



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等若くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

内務省告示第五百三十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノノ左ノ如シ

昭和十年十月四日 内務大臣 後藤 文夫

路線名	區	間	工事終了期日
九號	自東京府東京市板橋區志村	清水町	昭和十年六月三十日
七號	自千葉縣千葉郡津田沼町大字久々田		昭和十年八月三十一日
七號	自千葉縣千葉郡津田沼町大字鷺沼		昭和十年三月三十一日

内務省告示第五百五十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲スヘキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十年十月十八日 内務大臣 後藤 文夫

路線名	區	間	工事開始ノ期日
一號	静岡縣庵原郡富士川町地内		昭和十年十月十九日

六號	自茨城縣北相馬郡取手町		昭和十年六月三十日
八號	自山梨縣北都留郡梁川村大字網ノ上		昭和十年一月三十一日
二號	自岡山縣都窪郡庄村大字下庄		昭和十年一月三十一日
十五號	自和歌山縣伊都郡笠田町大字萩原		昭和十年三月三十一日

(鐵道山陽線トノ交叉箇所附近及其以南ヲ除ク)